

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 開催日時 平成24年12月5日(水)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室(本館3階)
- 3 出席者 山口地方裁判所 所 長 竹 田 隆(司会)
同 第3部総括判事 長 倉 哲 夫
山口地方検察庁 検 事 三井田 守
山口県弁護士会 弁 護 士 伊 藤 正 朗
裁判員経験者(1番)(40代 女性)
裁判員経験者(2番)(30代 男性)
裁判員経験者(3番)(50代 男性)
裁判員経験者(5番)(60代 女性)
裁判員経験者(6番)(60代 男性)
裁判員経験者(7番)(50代 女性)
裁判員経験者(8番)(20代 男性)

裁判員経験者(4番)は、急きょ欠席されました。

4 議事内容

*冒頭、4番の裁判員経験者の方が急な御事情により欠席された旨が報告された。

司会者(竹田所長)

山口地裁所長の竹田と申します。御承知のとおり、裁判員裁判が始まりまして既に3年半が経過しました。山口地裁でも、これまでそれぞれの事件は順調に処理されていますが、裁判員経験者の方の全国的なアンケートでは、審理内容の理解のしやすさ、法廷での説明の分かりやすさについては、必ずしも良い結果が現れているとは言えません。裁判官、検察官、弁護士の法曹三者においては、公判廷の主張、立証により事件の実態が明らかになり、適正な量刑が可能になる審理が行われるべく、今後も更に検討努力をしていかなければならないと考えているところであります。

す。そして、そのためにも、本日このような意見交換会の場で、裁判員経験者の方の率直な御意見をお聞かせいただくことは、大変有意義なことと考えております。裁判員経験者の皆様方には、積極的に忌たんのない御意見を頂きたいと思っております。どうか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、裁判官、検察官、弁護士の三方にも出席して頂いていますので、長倉裁判官、三井田検察官、伊藤弁護士の順に簡単に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。

法曹三者（長倉裁判官）

刑事部長の長倉でございます。私たちも分かりやすい、県民の皆さんが本当に参加しやすいような制度というものに更に改善していきたく思っておりますので、何でも構いませんので、気付いたことがあったら、お聞かせ頂きたいと思ひます。どうぞ、よろしくお願ひします。

法曹三者（三井田検察官）

山口の地方検察庁検事の三井田守と申します、よろしくお願ひします。私は、この4月に着任したばかりでございます。またこちらでの裁判員裁判の経験というのは、2件だけでございます。裁判員制度が始まりましてからもう3年がたっております。今のこの時点で、当時の新鮮さが失われていないのかどうかという辺りを、常時個人としては関心があるところでございます。今日は非常に貴重な機会と思っておりますので、裁判員を御経験の皆様方には、参考になるお話をたくさん頂けると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

法曹三者（伊藤弁護士）

山口弁護士会、弁護士の伊藤でございます。私は、山口県弁護士会の裁判員対策本部に所属をしております。日本弁護士連合会でも裁判員裁判はこうあるべきだと、裁判員裁判の弁護活動はこうあるべきだという研修があり、弁護士の中では積

極的に受けている方です。後に話題となりますが、ペーパーレス弁論とか、その評価、分かりにくかったとか、この点をもうちよっとうしたらいいんじゃないといった、裁判員経験者の率直な意見を本当にお聞かせ願いたいと思います。それによって、研修の意味があるかないかとか、そういうところまで関わってくる問題だと思いますので、忌たんのない意見を、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者（竹田所長）

第一に審理の在り方に関して、検察官、弁護人がした冒頭陳述、それから論告弁論の評価、すなわち、それらが分かりやすいものであったかどうかについての御意見を25分くらい伺います。それから証拠調べについての御意見、ここにある程度重点を置きたいと思いますので、約30分間、第二に評議に関して、守秘義務についての御意見を10分程度、更に第三としては、裁判員裁判の運用改善についての御意見を約5分程度、最後に第四としては、これから裁判員になられる方へのメッセージという順序で御意見を伺いたいと思います。大体時間としては、4時25分頃までの予定で、その後、4時半から記者の方からの質問の時間もありますので、このような時間配分でこれから意見交換会を始めていきたいと思います。

まず、検察官や弁護人の主張ですね。冒頭陳述、証拠調べ終了後の論告弁論が分かりやすかったかどうか。それから、その際に、検察官、弁護人が配布した書面が分かりやすかったかどうかですね。これは、書面の中の文字の大きさとか、色使いとか、文字の多さとか、具体的なことも含めてお答えいただければ幸いです。いろいろ色を変えられたとか、それから図式を使われるとかの事件があったかと思いますが、その辺の点も含めて、1番の方から順番にお願いしたいと思います。

裁判員経験者（1番）

弁護士側の方も検察官側の方の書かれていたものも全て、すごく分かりやすかったです。むしろ、読んでいただかなくてもいいんじゃないかなっていうぐらいに分

かりやすく書かれていました。色とかそういうぱっと見たときの印象っていうか、色使いのところが多分強調されたいところだったんじゃないかなっていう双方の思いの強さっていうんですか。ここは、ちゃんと見てほしいっていうか、ここを基準に話をしたいんじゃないかっていうようなことは、すごく分かりやすかったと思います。

裁判員経験者（２番）

検察官の方が出された資料に関しては、事件の起こった経緯っていうのは時系列で書いてあって、かなり分かりやすかったです。ただ、弁護人の方が作られた資料に関しては、最初の資料は少し単色で作られてあったので、読みにくかったかなっていうのが若干あります。多分その辺、担当された弁護士の方も少し若かったように思うので、その辺の経験の違いなのかもしれないですけど。間で検察官と弁護人の方のそれぞれ出される資料もある程度難しいと思うんですけど、書式じゃないですけど、整合性が取れてると、ここに書いてることは、こっちに対比したりとかっていうのが分かると、もうちょっと読みやすっていうか、理解しやすいのかなっていうふうに思います。

裁判員経験者（３番）

ちょっと特別な事件で長かったですが、検察官の資料は、意外に分かりやすかったですね。弁護人の方は、初めはやっぱり口頭で弁護をされていたので、ちょっと動揺はしましたけど、文面的にはちょっと色使いとかをもう少し考えて、どこを訴えたかったのかなというところを感じました。

裁判員経験者（５番）

裁判員裁判が始まるまでに、裁判員の人のために準備をされたとお聞きして、その人も大変ではなかったかなと思いました。おかげさまで、資料はとても分かりや

すかったと思います。

裁判員経験者（6番）

資料的には、検察側の方から出されたのはパワーポイントを使われていたので、非常に分かりやすかったと。弁護側の方は逆に朗読的なもので、文章を逆に追っかけるような状態だったので、ちょっと理解するのに時間が掛かったかなと。そして、2日目になったときに、検察側が新人の方に代わられたわけですね。そうすると、早口になって、非常にちょっと分かりにくいので、裁判官から、ちょっともう少し遅くしてくださいというような意見がなされたんですが、そうするとまた我々の方でも今度は分かるんですけども、やはり早口っていうのは、非常に分かりにくいです。あと、パワーポイントを使われて、非常に分かりやすい。今後弁護側がどういうふうに出られるか分からないんですけども、弁護側の方もパワーポイントを使われれば、表的なものはより理解がしやすいですね。そういう流れがどうなっているというふうなのをやれば、ただ文章でずっと押されてると、ちょっと理解しにくいっていうところがありました。

裁判員経験者（7番）

皆さんと同じ意見で、検察側の方は、もうしゃべらなくても分かるぐらい色使いとかも分かりやすかったんですけど、やっぱり弁護人の方の分は、本当に文章だけで、どこが言いたいのかっていうのが、ちょっと分かりにくいのと、しゃべり方が、もう自分は被告人とは分かっているから、なあなあっていうか、もうしゃべり方が分かっていること言うから、私たちはもう全然初めてのことだし、その事件に対しても全く分からない言葉とかいっぱい出てきたんですけども、そこへ検察側の方がちょっと待ってくださいと言って、もっと裁判員の人に分かるように伝えてあげてくださいって検察側の方が、ちゃんとしてくださったので、もう少し弁護人の方も被告人とは分かっているんですけど、私たちにももうちょっと素人にも分

かるように説明してくださったり，色使いをもうちょっとしてくださると，よかったですかなと思いました。

裁判員経験者（ 8 番 ）

皆さんと同じで，検察官の方の論告弁論の方が分かりやすかったです。図や文字の大きさや色使いを工夫されていて。弁護人の方は，同じ大きさの文字でずっと書いてあったんで，図があったらここがポイントだとか重点だとか分かりやすいんですけど，弁護人の方は，ポイントがぼんやりしていて，ちょっと分かりづらかったのが印象です。

司会者（ 竹田所長 ）

6 番の方がおっしゃった中で，2 日目の検察官が早口というのは，証拠調べに入ってからのことですか。

裁判員経験者（ 6 番 ）

そうですね。2 日目ですからね。

司会者（ 竹田所長 ）

書証に関する取調べの関係でしょうかね。

法曹三者（ 長倉裁判官 ）

書証の読み方が早いときが確かにあって，そちらの話だと思われます。

司会者（ 竹田所長 ）

今お話しいただきたいのは，証拠調べの最初の冒頭陳述の主張の分かりやすさや，証拠調べ終了後の論告弁論の主張の中で配布された書面のことについてお聞きして

いるんですけれど。事件の中には先ほどは、分かりやすかったということでお話しいただきましたけど、かなり情報量、事実の関係の情報が多い事件もあったと思うんですが、具体的には3番の方に当たるんですけれど、情報量というか、事実の方が多過ぎてちょっと理解しがたい部分があったとか苦労されたとかいうところはありますか。

裁判員経験者（3番）

やはり一番関心を持たれたのはDNA鑑定ですね。これにかなり時間を取りましたので。それと、物的証拠自体も転々としてなかなか線として結ばれなかったところが、一つやっぱり長引いたところもあるんじゃないかと思います。

法曹三者（長倉裁判官）

3番の方の事件は長期公判事件ということになりまして、それぞれ独立した事実関係がありました。DNAとかたばこの吸い殻とかですね。そういうので、また冒頭陳述というのが長期間になるということもあって、証拠調べ、まとまった証拠調べの冒頭にさせていただいたというような事件だったということになるんですけどね。

司会者（竹田所長）

区切り区切りで分けられて冒頭陳述をされたことは、どうでしょう。理解しやすさ、分かりやすさの観点では。

裁判員経験者（3番）

一応検察官の方は、たばこの吸い殻でも時期は外れていましたけど、検査を再検討っていうか、実施はしていますけど、弁護人の方からはそういう証拠に対して意見はありますが、実際検察官みたいに再検査をとっていうか、そういうことを行っていなかったとか、いろいろ複雑な状況が重なった事件でしたので、難しかったですね。

それと、やはり長かったという印象が一番強かったですね。

法曹三者（伊藤弁護士）

私はその弁護人だったんですね。冒頭陳述を頭に90分ぐらい双方がやったんです。全体で90分、それで、個別に10分、10分、10分とかで、また後日冒陳をやったんです。まず、頭の冒頭陳述の段階で、事件ってこういう事件なんだと。ここに争点があるんだっていうところまで、大体理解されたか。それとも、そういうのなしに、やっぱりもう個別、一個一個もともと分けて、冒頭陳述をした方がよかったんじゃないかとか、今冒頭陳述の分け方っていうか、そこについては御意見は何かありますでしょうか。

裁判員経験者（3番）

今回みたいな個別でもよかったとは思いますが。一つ一つそれに対してまた審議もできたし、その点は冒頭陳述どおり一つ一つ流れを一つにしなくて、証拠を一つ一つ出していってもらった方がよかったと思います。

法曹三者（伊藤弁護士）

個別のところになると申し訳ないんですが、特に弁護側が分かりにくかったというお話だったので、ここの冒陳が分かりにくかったとか、できたらその場所とその理由についてお示しいただけると非常にありがたいんですが。

裁判員経験者（3番）

先ほど言ったみたいにDNA鑑定ですぐ犯人が決まるかなと思ったんですが、意外にもフェログラムですか。

法曹三者（長倉裁判官）

エレクトロフェログラム。

裁判員経験者（3番）

それを見て、やはり一時的にやってるみたいにDNA鑑定が一致したから、すぐ逮捕、結局、そういうところが疑わしく思っていますね。すんなりDNAも、たばこなんかは唾液がつくからすぐ分かりますけど、毛髪、トレーナーといろいろ出ましたけど、その辺はやはりちょっと難しいとは思いました。

司会者（竹田所長）

そこは少し具体的な部分に入り過ぎているかも分かりません。伊藤弁護士の方でお聞きになりたいのは、弁護人サイドで、被告人側はこういう点が争点で、この点を争いたいんだと。例えば、証拠が弱いんだということを事件ごとに言われてるんだと思うんですけど、主張が分かりやすかったかどうかということですね。

法曹三者（伊藤弁護士）

そうですね。

裁判員経験者（3番）

そう言われると、一つ一つの証拠っていうか、検察官が出した分を照らし合わせると、やはり難しい面があったと思います。足跡にしる、たばこにしる、先ほど言ったみたいにトレーナー、布団、蛇のおもちゃ、それぞれについてのDNAとか足跡の跡、雨が降った環境、やっぱりそれを考えると、難しかったような気がしますね。

法曹三者（伊藤弁護士）

お聞きしたいのは、個別のところじゃなくて、弁護人の問題意識がしっかり伝わっていたかということなんですよ。つまり、冒頭陳述の段階で、それが、ああ、な

るほど、ここが問題なんかって思われたのか、若しくは最終弁論で、ああ、そういう主張だったのというふうな話なんじゃないかと。そういう意味ではどうですか。

裁判員経験者（3番）

そうですね。初めの検察官の陳述と弁護人の言われたいことは、大体分かりました。

司会者（竹田所長）

今3番の方に集中しましたが、あとの方は被告人側が主張したいというか、争いたい点は、主として量刑の情状事実の関係だったと思うんですけど、その点の弁護人の主張というんですかね。まず、最初の冒頭陳述、それから証拠調べの結果の弁論はどうだったでしょうか。よく理解できたか、分かりやすかったとかという辺りについて、どなたか。

裁判員経験者（8番）

弁護人の弁護の証拠がなかったんですよ。つまり、こういう理由があって弁護しますって言われても、その理由の証拠がないんですよ。だから、全部こうだったんじゃないんかなってという表現になってしまったんで、そのせいで被告人の方の冒頭陳述とか弁論が、検察に比べて弱いかなという感じがあったんだと思います。

法曹三者（長倉裁判官）

今の話は、自分はある人に指図されて、嫌々やったんだという話を、公判廷で始めたという事件の特性があったということですかね。

法曹三者（伊藤弁護士）

その話は、被告人質問でしか出なかったということなんですかね。

法曹三者（長倉裁判官）

いや，弁護人の冒頭陳述でもそれは主張されていたんですけど，そういう主張を始めたのが，公判直前と。直前というか，起訴後という，そういうちょっと事情があったということで，よろしいでしょうかね。

裁判員経験者（6番）

一応弁護側の方から証人というか，出てきますよね。それで，証人の方でいろいろ被告人が認めているのに立ち直らすための，そういう施設っていいですか，そういうところでその人の相談に行って，立ち直らせるための証人に来られたんですけども，それで，いろいろ聞いて，結果的に一生懸命弁護側は立ち直らせようとする努力はしてるのが見られるんですね。けども，今度そこの証人に対して聞いたときに，じゃあ，あなたのところの結果はどうだったのですかと聞いたときに，結局そのときは立ち直ろうとするんじゃないけど，その結果じゃあ何人そこを卒業したんだけども，また元に戻ってしまったというたら，じゃあ我々としても，一生懸命立ち直らせて，結局結果は元に戻っているじゃないかというふうに見受けられたっていうか，私個人的にはですね。だから，その辺も，もうちょっと一生懸命立ち直らせようとする弁護側から，見る我々から見ても，ああ，両方が一生懸命やっているんだなというのを見れば，我々としてもそういう目で見られるんですけども，結果がどうだったですかって聞いたときに，例えば10人中8人ぐらいは，元のもくあみになってしまったっていう発言が出てきたときには，非常にショックを覚えました。

法曹三者（伊藤弁護士）

今の御発言なんですが，例えば更生するための環境を整えてるんだっていうこと自体は，冒頭陳述で明らかになっていた。問題意識としては，そこに焦点を当てていたということで，それはよろしいんですかね。

裁判員経験者（6番）

それは、非常にいいです。特に被告人に対してそういう何か頼ろうとしている、自分が誰かを頼らないと立ち直ることができない。だから、そういうところを紹介して立ち直らせようとする。それもよく分かりました、我々としても。だから、その後の問題が、それで実際にじゃあ結果がこうなりましたよ。せめて五分五分に行けば、私はもう成功だと思っていたんですけども、ちょっと残念だったかなと思いました

司会者（竹田所長）

伊藤弁護士も確認されましたけど、ですから弁護人のポイントを置きたいところの更生の可能性のところに力点が置かれているということは、よくそれは御理解できたということで。ただ、実際の証拠がそれに伴っていたかどうかの問題ですね。

法曹三者（長倉裁判官）

弁護側が有利な事情として主張しますと言ったんですけど、証拠がそれに伴っていないということになるということで、これは弁護方針というんですかね。見込みを踏まえて主張を構成していただいた方がよかったかなというようなことですかね。

司会者（竹田所長）

分かりやすさとか理解しやすさというよりは、弁護人の絞り込みの関係になりま
すね。

法曹三者（長倉裁判官）

あるいは、裁判所が公判前整理で、もっと踏み込んでということになるかどうかは分かりませんが、一つのそういう御意見として法曹三者は重く受け止めていき

いと思います。ありがとうございました。

法曹三者（伊藤弁護士）

冒陳，論告弁論のところ、一般的な意見をお伺いしたんですが、私が担当した事件が1番と3番の方なんですが、私が冒陳とか論告弁論をするときに、ペーパーを基本的には配布しないと。頭に一応こんなことしゃべりますよっていう頭出しだけして、それで内容は直接伝えると。その後に詳細に書いたペーパーを配るというふうにさせていただいているところなんです。これは、私が個人単独でやってるわけではなくて、日本弁護士連合会の研修では、それが一番理想的なんだとされているところなんです。それぞれ恐らく弁護活動って皆さんによって違うので、もし自分の事件でそうされたらどうかと。若しくは、自分はそうやって弁論されたけど、実は分かりにくかったよとか、その辺の意見を頂けると、非常にありがたいんですが。

裁判員経験者（3番）

弁論って言ったら、結構アメリカなんかは、ペーパーよりも口頭で裁判員ですかね。あれを納得させるっていうことは、よくあるみたいなんですが、検察側がペーパーを出してくれてるんだったら、やはり弁護人の方も一応ペーパーなり、そういう流れを出してくれたら助かるなと思いました。内容的には、言いたいことはこちらにも受け取れましたけど、一応証拠としてじゃなくて、目を通したいかなという面はありました。

司会者（竹田所長）

2番，5番，7番，8番の方は、弁護人の冒頭陳述，弁論の場合も、あらかじめメモ的な書面は配布された上で、弁護人の冒頭陳述と弁論がされましたか。

裁判員経験者（ 2 番 , 5 番 , 7 番 , 8 番 ）

（ うなずく。 ）

裁判員経験者（ 2 番 ）

私のときは、弁護人の方が資料をちゃんと出されたんですけど、お話をされるときに、いきなりもう被告人の方の生い立ちから朗々と話し始められて。いきなりその場で話を聞くと、何でその話から始まったというのが分かりませんでした。多分やむを得なくこれを行ったっていうのが、今になれば分かるんですけど、その場でいきなりそれを聞くと、今何で生い立ちの話なのかなとか、そういったところがちょっとひっかかってっていうか、気になって。結局内容を余りよく聞いてなくて、どういう生い立ちだったかとかっていうところを追いかけてやうとか、そういったところもあったので。その辺、少しこういうことで例えばこの人はこういうことをしました、実はこういう背景があるんですとかっていうところで話し方自体と、あと資料もやっぱり、そういうふうな形の資料はやっぱりあった方が、もともと議論しながらどうのこうのっていうのが、一般生活の中でよくやってないっていうか、我々としても訓練してないので、いきなりその場で何もなしで話されると、ちょっと理解しにくいところの方が多いかなっていうのは思います。

裁判員経験者（ 8 番 ）

僕の事件も、先ほど弁護人の方が言われたような、大まかなところの紙をもらって、冒頭陳述を聞いて、詳細の紙をもらうっていうタイプだったんですけど、僕は最初に詳細の書いてある紙をもらった方がうれしいと思います。検察のとき、冒頭陳述を聞きながら、力を入れて言われたところに線を引いたり、丸をつけたりなりしていたんで、弁護人だったら、これは書いてないのでメモしながら聞いて、ちょっと結構聞き逃していたんですよだから、検察の方と同じような方がいいかなと僕は思います。

裁判員経験者（6番）

裁判員は，冒頭陳述をやられるときに，我々としたら初めて出る。何の事件が分からないんですよ。それをただばっとしゃべられたら分からないんで，やはり文章があってしゃべられると，ある程度分かるんですけども，前もって別に知識があれば分かると思うんです。だけど，全然皆分かんない人ばかりなんですよ。そうになると，やはり文章がないと，ちょっと分かりませんね。

裁判員経験者（7番）

私も全く同じで，最初に大まかな事件は見るんですけど，私も全く知らない事件で，最初に法廷に入って言われても，全然ちょっとちんぷんかんぷんでした。だから，検察側の人のも，とにかくメモをしながら見て，やっぱり線を引いたりして，それで小さい画面があるじゃないですか。弁護人の書いてある分は，メモをとにかくして，だから話を多分私も漏らしていたと思うんですよ，大事なところをとにかくメモばかりしてて，顔つきとかを見たいんですけど，被告人の，どういう顔をこのときしてるかなって見たいんですけど，弁護人の言葉をとにかく拾うので精いっぱい，やっぱりメモはあった方が私たちも本当に分かりやすかったかなと思います。

法曹三者（三井田検察官）

検察庁もいろいろな考え方もありまして，別に統一的な見解じゃないんですが，なるべく文字量を減らした方が分かりやすくなるんじゃないかと仮に考えた場合に，取りあえずお配りするものについては文字量を減らして，だけどそこに肉付けするというんですかね。ちょっと補っていくというパターンもやり方としてはあるとは思っています。ただ，そうすると何でここは書いてないのに言っているのかとか，ちょっとまたそこにずれが出てきて聞きにくいんじゃないかと，分かりにくいんじゃないかと

ないかというような、実はジレンマと言いましょか、そういうものがございまして、要するにとにかく書いて、言いたいことは全部書いた方が分かりやすいというふうに御理解されるのか。それとも、多少の肉付けだったら、それは余り苦はないんだというような感じなのか、そこら辺の御意見を頂けますでしょうか。

裁判員経験者（6番）

大体例えば文字と表っていうか、ある程度パワーポイントで分かるんですけども、我々の事件のところに第四の人物っていうか、謎の人物が1人いたんですよ。実際分からないのが。だから、これが結局最後まで分からないんですけども、表的にここに一つクエスチョンマークで、ここに謎の人物がいますよっていうんだったら、ある程度理解できるんですけど。その人物が途中で、ああ、この人が一番上の指示者かなって感じで受け取らざるを得なかったと。最後までその人物は出てこないんですけども、そこに謎の人物がちょっと分かりにくかったですね。

司会者（竹田所長）

今お聞きしているところは、主張の関係では、書面主義か口頭主義のところ、できれば我々法曹三者の方は、口頭主義を徹底したいということで従前裁判官裁判の時代のときは、冒頭陳述、論告弁論に限って言いますと、詳細な書面を出せば、裁判官が見てくれるということで進んでたわけですけど、口頭主義を徹底して、それで裁判員の方々に十分に理解してもらいたいという、これが本来あるべき刑事裁判の姿ということで考えてるんだろうと思います。そのところで、三井田検察官が言われたように、要点的なメモ的な書面をお出しして、ある程度詳細の部分は肉付けして主張するという形で、その形をとろうとしているのが現在の法曹三者の姿だと思いますがそれで、どうやっていけば理解しやすくなるかというところですね。

法曹三者（三井田検察官）

結局一つに骨みたいなものを入れて，そこは一応ここももう少し膨らます，ちょっとこういう構造になっているんですよというふうに言いたってというのが，一つの頭にあります。しかし，片方で，口頭で余り肉付けしたものは，結局その評議のときとかにすぽっと抜けちゃって，後で見ても何を言ってたか分かんない。それはちょっとまずいと思ひまして，できれば文章化したいというそっちの一方の思惑というか意欲というものがあって，このはざまっていうんですかね。片や口頭でもやりたい。だけど，こっちもちょっと保険を掛けるって言い方が悪いんですけども，書面でしっかりやってあげることが，裁判員の方にも記憶にも定着するんじゃないかと。その兼ね合いをいかにするかっていうのは，非常に難しいと思ってるんですが。

裁判員経験者（1番）

弁護士さん側はペーパーレスで，先に弁護されたときに，私たちは黙って聞いていたときに，皆さんとすごく事件が違う内容が本当に全然違う，聞いてて違う事件なんだってというのが，自分で今聞いてても分かるんですけど，私が携わった事件に関しては，言われたことが全部頭の中で情景が浮かぶような感じだったんで。だから，見なきゃ何が分からないとかっていうのは全くなくて，見たことに対して，ああ，そうなんだということを書き足すぐらいの中で，あと部屋に帰ってみんなですれを話し合っていたって感じだったんで，双方のお話の仕方は，十分，本当にモニターをみてるように自分の頭の中で繰り広げられていったので，良かったってというのは思いました。

裁判員経験者（3番）

私の場合は，被告人が事件を認めてなかった場合の事件だったんですよね。だから，そうなると，犯人がこの人と決まっとけば，口頭である程度肉付けはできても

いいかも分からないんですけど、被告人が拒否している場合は、やはり少しある程度文面的に流してもらえれば、もっと分かりやすかったかなという面はありました。

裁判員経験者（８番）

口頭の肉付けで、結構重要な部分とかがあったんですよ、書面には書いてない。裁判員は、もう本当に素人なんで、そういう重要なところは、やっぱり書面に書いてほしいんですよ。強調したい表現とかがあるんなら、それを口頭だけの肉付けにするの構わないんですけど、僕らの受け取り方で、それは重視するか重視しないかは選びますんで。ただ、本当にこれを重視したいっていうところは書面にも書いてほしいっていうのはあります。

司会者（竹田所長）

今のお話しいただいた点は、検察官、弁護人の方で判決文を見ていただいて、漏れているところがあったかどうかを考えていただくということになるんでしょうかね。

時間の関係で、次のテーマに移らせていただきますが、３番の方以外は、書証の取調べと証人尋問の違いというのは、なかなか対比しにくいのかも分かりませんが、３番以外の方は、証人尋問もあったでしょうが、恐らく情状証人の方ばかりだったかなと思います。そういう点で被告人の供述の関係では、被告人の供述調書と、それから被告人質問の対比ができると思いますけれど、そういうことで証人や被告人から直接法廷で言葉で聞くのと、供述調書、具体的には供述調書を朗読されるのとでは、どちらが記憶に残ったかという点を、一つお聞きしたいんですが。

裁判員経験者（６番）

証人及び被告人ですね。これに書面っていうよりも、直接聞くことができるっていう、例えば我々素人だから、こんなことかと思われるかも分からないようなこと

を聞くことができるんですね。だから，そういう面では，直接お互いに，じゃあ再質問して，じゃあこうだったんですかとか，じゃあ今後どうしますかというそういう直接できるんで，私は特に証人と，それから今の被告人に対しては，書面云々よりも，ほんまに生の声でお互いに聞く方が，今後どうなるか，あるいはどういうふうに今度評議に入るかというふうにやれば，非常によかったかなと私は思ってるんです。

司会者（竹田所長）

生の声で情状証人の方だったろうと思うんですけど，お聞きになった方が，本当かどうか，確認をすぐできるということですね。

裁判員経験者（8番）

証人尋問，被告人質問なんですけど，僕はこれを2回やってほしいと思うんですよ。それは，評議とかで，やっぱりまた疑問点とかが出てきて，僕らの場合，評議した後の方が疑問点が多かったんですよ。ああ，これを質問すればよかったっていうのが。だから，もう2回ほどやってほしいっていうのがええかなと思うんですよ。

法曹三者（伊藤弁護士）

恐らく裁判所としては，後で質問できるようにするためかどうか分からないですけど，検察官と弁護人は1日目で，裁判官の補充は，次の日みたいな運用をしているときもありますよね。それに関連して若干お聞きしたいんですが，裁判員の中で，やっぱり発言する方と発言しない方っていうのが，結構明確に分かれてて，どうですかね。法廷の中で質問しやすい雰囲気なのかどうか，しにくいのは分かっているんですけど，こうすればもっと質問しやすくなるとか，質問したら弁護人とか検察官から異議を出されるんじゃないかとか，そんなおそれとかはないんですかね。何かどういうふうにしたら質問しやすくなるかとか，その辺をお教えいただければ。

裁判員経験者（6番）

私の場合は、素人なんで、こういう質問をしていいですかと休憩のときに裁判官に聞きました。裁判官より先に質問させていただくんで、ある程度自分の好きなことが言えると。あとは、もう裁判官が言いますけども、最初分からないからやはり、こういう質問していいでしょうか、どうでしょうかというのは、一応聞いてから質問している。だから、休憩のときにいろいろと聞きますよね。今度質問を皆さんどうですか。だから、我々のときには裁判官に聞いて、やっております。

裁判員経験者（7番）

私たちも休廷のときにぼろっとこれはどうかなというのを裁判長が拾ってくださって、じゃあ何番さん、これをちょっと聞いてみてくださいとか、全員、6人全員聞けるようにちゃんとしてくださったので、すごく言いやすかったです。

司会者（竹田所長）

一般的にはというか、難しい証人の場合は、伊藤弁護士が言われたように日を変えてやるとか、午前中に検察官の尋問を行って、午後に弁護人の尋問を行って、その後休廷をして、ある程度協議をされたりとかありますよね。ただ、ある程度の時間で1人の証人尋問を行ってしまう場合も、こういう質問をしたらどうかなっていうのを裁判員の方が考えられた場合は、申し出てもらって、休廷をするっていうのもあり得ますよね。私からもう少しお聞きしたいのは、検察官とか弁護人による証人への尋問とか被告人への質問が、争点とどう絡まっているのか、関係しているのかよく分からなかったというような例はありますでしょうか。大体それぞれの質問、尋問がどういう関係でされているのかというのは、御理解いただけましたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

休憩時間のときに、やはり裁判官と話し合っ、て、意外に質問はしやすかったと思
います。だから、休憩時間等で話し合うことも良かったなとは思っています。

司会者（竹田所長）

今の関係でお聞きしますけれども、休憩時間にあの質問はどのような質問であつた
のだろうというふうな話合いを持たれたというようなこともあるんですか。

裁判員経験者（3番）

弁護人がこういうことを言いたいんだらうなつていう、検察官はこれが言いたい、
そういうのを裁判官なりに聞いて、こういう質問をすればいいのかなというのが分
かりやすかったですね。だから、裁判官には大変助けられたと思います。

裁判員経験者（1番）

私も3番の方と一緒に、部屋に帰ってから話し合うときに、例えば執行猶予とか
保護観察だとか、知ってる人は知ってるけど、私は知らない。保護観察つてどうい
う意味ですかとかつて、じゃあその保護観察の間に何が起きたらどうなるのですか
とか、知らない方とかもいらつしゃつて、そういうのをちゃんと説明をしていただ
いたりして。後からですけど、よく分かるつていうか、本当に多分これが聞いてて
分かってないんだらうなつていうことを、全部教えていただきました。裁判のと
きの弁護側の弁論のときなんかなんですけど、途中で弁論されてた方が、わあつと
すごく感情的に物を言われて、はつと止まつてしまつちやつたときに、聞ける側
にしたら、分かるんですよ。事件はすごくかわいそうな事件、本当にかわいそうだ
なつと思う、感想はかわいそうな事件だったんですけれども、わあつとなつちやつて、
ぴたつと止まつちやつたんで、ええつて、そこで止まつちやつたら弁護側の言葉が
つていうような、何であそこで止まられたのかは分からなかつたんで。すると検察

側はきちっと物を言われてて、感情的じゃなく言われてたんで、ああいう場面はちょっとだったかなとかってというのが、ああ、やっぱりみんな人なんだなと思って見させていただきました。

法曹三者（伊藤弁護士）

今のは確かに抽象的に言うと、証人尋問のときにちょっと感情が高まっていった質問をされたケースですね。あれは、やっぱり弁護人としても、やっぱり余り感情的になっても仕方がないというところで思ってるところなので、そういうところの検証はしっかり受けていこうと思っております。

裁判員経験者（8番）

個人的に弁護人の方の被告人質問のとき、何か確認をしているような、質問というより、こうだったんですねって言われて、被告人が「はい」って言うような、何か確認をしよるだけじゃないかなという気持ちがあったんですよ。

司会者（竹田所長）

被告人の口から言葉としてしゃべらせずに、表現は悪いですけど、押しつけたような質問の仕方ですね。

法曹三者（伊藤弁護士）

いわゆる誘導尋問っていうやつですね。あなたは本当に反省してますねと。あなたはこうやってもうお酒を飲みませんねとか、そういう質問がちょっと気になったということですかね。

裁判員経験者（8番）

（うなずく。）

法曹三者（伊藤弁護士）

被告人質問のときとかは，できるだけ人柄を出すように質問を考えてはいるんですが，なかなかそうすると決まった答えが返ってこないとかですね。それだけだったらまだいいんですけど，なかなか言葉にしにくい方もいらっしゃるって，そうすると，時間超過とか，なかなかその辺を気にし出すと，最初はオープンクエスチョンでしてても，次第にクローズになっていくということもあるかもしれませんね。

司会者（竹田所長）

元へ戻りますが，これだけちょっとお聞かせいただければ。基本的に検察官に関わることなんですけど，書証の取調べがそれぞれの事件で全部あったと思いますけども，書証の取調べで朗読をされたことは，頭に残られましたというか，全てを理解されたでしょうか。むしろ，我々の方は，証人から直接聞いた方が頭に残りやすいのかなという感じがするんですが，書証の朗読で余り頭に残らなかったというような方はおられませんか。

裁判員経験者（6番）

正直言って，検察側も弁護側も最初の冒頭陳述はほとんど頭に残ってないです。どうしても残るのは，証拠の方の証人尋問，及び被告人尋問，こちらの方が残りますけども。

司会者（竹田所長）

証拠調べで供述調書の取調べがあったと思うんです。違う場面で情状証人の方の証言があったと思うんですが，供述調書の取調べが記憶に残りやすかったかどうかというところなんですけど。

法曹三者（長倉裁判官）

例えば覚せい剤の譲り渡しの状況とかは、書面で朗読されたりとか、そういう場面もあったのかなと思うんですけども、あの辺のところの印象というんですかね。そういうのは、どうですかね。

裁判員経験者（2番）

私が担当した事件の関係は、もう被告人が認められてたんで、かなり短時間に起きたことで、すごい全体として分かりやすかったので、どういう状況だったのかというのを書面で説明されても、特にそれが聞き取りにくかったとかって、難しかったということはありません。ただ、やっぱりどうしても被告人と話をしてみるとか、証人に質問してみるとか証拠の物件を見てみるとか、そちらの方が印象としてはやっぱり強いのは強かったですね。残りやすかったというのが。

司会者（竹田所長）

証拠調べの関係では、検察官の方から何かありましたら。

法曹三者（三井田検察官）

ちょっと二つまずお聞かせいただきたいんですが、検察の方では捜査段階ではこういう話をしてますということで、書類に落として、それを裁判所の方にも御提出して、一応こんなことを言ってましたと。じゃあ、一体裁判でどんなことを言うかっていうのは、これは順次聞いていただきたいという、そういう発想もございます。ただ、やっぱりどうしても書類で、文字が出てきて、こういうふうに言ってるっていうのをイメージするのはまずそもそも難しいんじゃないかっていう観点があるんですけど。例えば2番の方とか、ちょっと書類だけだとちょっとやっぱり、それは言葉の力が非常にインパクトがある、そういう感じなんですかね。

裁判員経験者（２番）

そうですね。

法曹三者（三井田検察官）

もう一点なんですが，覚せい剤の事件とかで，検察といたしましては，特になじみがなかなかない事件じゃないかと。一般社会の一般人に関しては，全然遠い世界のことだということで，特に覚せい剤というのは，どんなに悪いもんなんだと。これだけ社会に害を広げてるもんだということを報告書にして，裁判員に訴えるということをやちょっと意図したんですが，それがちょっとインパクトがあったのか。それとも，余りやっぱりしょせん知らない世界のことっていう感じ，余りインパクトがなかったという感じなのか，そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいんですが，どんな感じでございますでしょうか。

裁判員経験者（２番）

覚せい剤の件については，いろいろ御説明していただいたのは覚えてるんですけども，一般のっていうか，テレビとか，やっぱりいろいろそういうの特番とかありますよね。そういったのでも話は聞いてたりするので，余りそれとすごい違ったとか，今回聞いたからもっとすごくイメージが湧いてきたとかっていうのは，正直ちょっと余りなかったかなというのは思います。

裁判員経験者（６番）

私の場合は，薬物乱用撲滅運動をやってるんで，もう覚せい剤については随分知ってますんで，全くそういう違和感はないですね。そして，もう証拠があるし，被告人も認めてるんで，もうそのままずっとこれならオーケーなんだな，もう分かるな。全て納得できるというんですか。だから，後記憶に残らないというか，最初にみんなある程度，証拠も被告人も認めてるっていうことは，もうあとはじゃあ刑を

どうするかっていうのが頭に先に立ってるから，あとじゃあ証人のときにどういうことを聞こうかっていうのがあるんで。そういう意味ではだから結局残らないと。最初先ほど言いましたように，冒頭の部分がですね。そんなところだったですね。

裁判員経験者（８番）

もうテレビや映画とかドラマの世界でも，覚せい剤はものすごいやばいものってイメージがあるんで，最上級のやばいイメージなんで，変わらんかったというか，そんなに。

司会者（竹田所長）

では，次の守秘義務の関係で少し御意見を伺いますが，守秘義務の関係は，審理に入られる前，裁判員になられた直後辺りに説明を受けられたと思うんですが，全国的なアンケート結果では，守秘義務の範囲が分かりにくいという方が，かなり半数近く，半数若干超えるかなぐらいありまして，要するに守秘義務に触れるかどうか迷われたりとか，負担に感じられたことがあるかどうかをお聞きしたいんですが。それから，こういう守秘義務が必要であるかと。どなたでも結構ですけども。

裁判員経験者（８番）

僕はちょくちょく，これは守秘義務に触れるかなっていうことは言っとるけど，何も言われんから，ちょっと思ってるよりかは狭いんかなという印象ですね。あと，守秘義務はあった方がいいと思うんですけど，評議室とかで言われたことは，何か記録にして被告人とか証人にこういうことをこんな感じで話されましたみたいなことを裁判官の方とかがまとめて，それを提出したりして見せてあげてもええんじゃないかなって思うんですよ。あなたに対しての裁判員の印象は，こんな感じでしたっていうのを。

法曹三者（伊藤弁護士）

それは判決に載せていただいたらいいかと思う。それが，なかなかできてないという状態なんですかね。まるっきり秘密にするっていうのは，もったいないような。

裁判員経験者（1番）

それはそう思いますね。検察側さんも弁護士側さんも，私たちが話してることの要所要所は知られたら，今度誰かを弁護したり刑期を決められるときのいい参考になるんじゃないかなとは思いました。

裁判員経験者（5番）

私は，守秘義務は大変必要だと思います。裁判員の控室で書類を置いて帰る。そして，帰るときは，頭の中に今日裁判所で見たり聞いたりしたことは忘れてくださいって言われたので，家族にも一言も話しませんでした。法廷で見たり聞いたりしたことは話ししてもいいと言われたんですけども，自分が知ったことを話す必要はないと思います。裁判所で働いてらっしゃる方は，常時そういう責任を持ってお仕事をされてるから，社会的に重大な仕事をされてるなということも感じましたし，守秘義務を持つ仕事に関わってる方は，その責任の大切さをもっと強く感じなければいけない。そのことを裁判員になって経験したら，普通の人も分かるということを感じました。

裁判員経験者（6番）

この守秘義務というのは，裁判長に最後に私は言ったと思うんですけども，評議の終わった後に，控室に帰って，あと守秘義務についてもう一度誓約書で判子を押さなくていいですかって言ったら，最初的时候にもう押してるからいいですよって言われたんですね。というのが，我々企業にしたら，僕はちょっとびっくりしたん

ですけど、えっ、こんなもの守秘義務を誓約しなくていいんですかと思って。通常守秘義務っていったら、最初に自分が今からやることに対しては、まずしゃべってはいけませんよ。そして、あと終わったときには、今度はそれ以外にいろんなことが出てるから、こういうことは社会に出たらしゃべってはいけませんよっていう、日本人としたら印鑑を押したらしゃべってはいけないよっていうような、ある程度そういう守秘義務が、特に今個人情報というのは、非常にたたかれる時期でございますんで、私は逆にこの裁判所で、帰るときに守秘義務サインしないのってびっくりしたぐらいです。

司会者（竹田所長）

今の御発言は、守秘義務として守るべき事柄はお分かりになった上で、かつこういうことはしゃべってはいけませんというのを、もう一度誓約書を取れということですかね。

裁判員経験者（6番）

そうですね。基本的には最初的时候に取るから一応しゃべってはいけなんだなと思うけども、それからだんだん裁判を重ねてきますね。例えば、多い人は四十何日もやったってというようなことになれば、もう最初的时候に出したことすら忘れてしまふんじゃないかなという気がしないでもない。そういう意味で、日本人というのはまず印鑑を押すってというのは、非常にまず自分に責任があるんだなって感じのもとで。ただ口頭でだめですよって言われるよりも、サインをして、そこへ印鑑を押した以上は、やっぱり自分の責任というのを感じるよこなんですね。

裁判員経験者（3番）

私の場合は、本当に長い6月18日から7月25日の長い裁判だったんですが、守秘義務ですかね。これは、審理を行った内容は話さないでくださいということで

あって、そんなに苦にはならなかったですね。私は勤めが病院なんですけど、必ず業者が入るときでも、守秘義務の印鑑のサインはもらってます。だから、そんなに守秘義務っていうか、自分では負担には思いませんし、裁判も長かったけど、えろう忘れることはなかったですね。人に話をこうこうするっていうことは、やっぱりなかったです。

法曹三者（伊藤弁護士）

ちょっと今の点に関してちょっと1点だけ私の方からよろしいでしょうか。1番の方と8番の方が言われてたんですけど、いわゆる裁判が終わって、評議が終わって、判決が出ますよね。その後、例えばちょっと期間を置いて、当事者と裁判員の方とで協議を持ちたいというお考えでしょうか。そういうことではないんですか。持った方がいいというお考えなのか。

裁判員経験者（1番）

私が持ちたいんじゃないくて、そういう機会がありますよって聞けば、参加してもいいかな。

法曹三者（伊藤弁護士）

我々、検察官も恐らくそうだと思うんですが、我々当事者としては、やっぱり評議の内容っていうか、どういう意見が出てるかというのは、全く分からないので、やっぱり今日もそうなんですけど、裁判員経験者の率直な意見は、正直本当に聞きたいところなんです。今マスコミが裁判員経験者の方で自分は出てもいいという方は会見を開きますよね。そこにもできたら当事者としては参加したいという気持ちはあるんですが、なかなか難しいという状態ですね。裁判員を経験された方がそういうふうに思われてるということは、非常にありがたく受け止めております。

司会者（竹田所長）

それでは、次のテーマの運用の改善についての御意見と、それからこれは併せてお伺いしたいと思います。これから裁判員になられる方へのメッセージといいですか、助言といいですか、この2点について出席された方々からお伺いしたいと思います。

裁判員経験者（8番）

運用の改善と言ったら変なんですけど、日本の裁判員制度って、ちょっとほかの国と比べて変わってるような気がするんですよ。ほかの国だったら裁判員だけで罪量とか有罪、無罪を決められるんですけど、日本の裁判員制度は、裁判官の最低1人の同意が必要じゃないですか。それが、何かひっかかるなっていうふうに思うんですよ。たしかに、質問したら、法の暴走とか法の無力化を防ぐためとは言われたんですけど、やっぱり僕は変やなと思うんです。

司会者（竹田所長）

この制度が一番いいということで採用されました。言われているのは陪審員制度で、陪審員制度も幾つか違いがあるみたいですけど、アメリカとかで行われている陪審員制度は、陪審員の方だけで有罪無罪を決められて、あと量刑は裁判官がやるみたいですけど。

裁判員経験者（8番）

量刑の決め方も、何か今までの裁判員制度じゃなかった頃の材料も含めての経験というか、相場を考えての決め方やから、ちょっと昔の考えがまだ大きく残ってるよなって思うんですよ。

司会者（竹田所長）

制度が始まった直後は、資料が裁判官裁判のものしかなかったですから、今の時点だと大分裁判員裁判の量刑の資料が入ってきています。審理の日程とか時間とかを含めて、負担があったかどうかの、ここら辺りはどうでしょうか。

裁判員経験者（8番）

僕は4日間だったんですけど、あちらの3番の方は40日間ぐらい、ちょっと40日間、例えば3日、4日やったら裁判員をやってみたいなっていう人はおるかもしれないんですけど、さすがに40日やってくださいって言われたら、それはできませんって言う人が多いんじゃないですかね。日にちは選任より前に開示っていうか、通知した方がええなって。日にちによって拒否もできるように。ちょっと40日休みをとってくださいっていうのは、現実的じゃないと思うんですよ。

裁判員経験者（3番）

全体の日にちが47日間であって、裁判所に行ったのは月、水、金だけでした。出頭の日には通知のときにもらってます。それを上司に言いに行ったときに、まあ、これだけおれば自分は選ばれないだろうっていう感じで提出したもんで。日程は書いてますので、47日間ずっと出てくださいっていうわけじゃなくて、月、水、金で飛び飛びですけど、やはり長かったことは、いまだかつて忘れませんね。

司会者（竹田所長）

実質公判期日と評議のときは、合計17日でしたか。

裁判員経験者（3番）

17日だと思います。一応予備日もあったんですが、審議の中にDNAがちょっとやっぱり難しかったので、予備日も休まず入れて17日ぐらいは行ったとは思いますが。

裁判員経験者（7番）

私も4日間でしたので、何とか行けたんですが、これは終わるのは5時じゃないですか。帰りの通勤時間とかを考えると、もう結構かかるんですよ。小さいお子さん、小学生とかのお子さんがいらっしゃる方だったら、本当に大変だろうなっていうのが実感で。やっぱり皆さん家庭もあるし。だから、断り方の最初の文面が来たときに、本当に理由なき人は断っちゃいけないような書き方で最初来るじゃないですか。罰金が幾らとかなんとかってことは断れないなっていう。本当に病気の方とかなんとかって、本当にそれは悩みました、最初。私は何も無いからいいけど、これ小学生とか小さいお子さんがいたら、ここへ来るだけでも時間がかかって、帰るのはもうちょうど通勤ラッシュの時間ですので、街の山口から出るのがまず大変なんですよ。だから、倍かかる時間なんで。そしたら、見てくれる人がいらっしゃるかとか。私はほかの人の、皆さんのことを考えてしまって、もうちょっと断りの内容のことを、もうちょっとやわらかくしてくださったら。何か罰金何万円とかって書かれると、すごく何か捕まるんじゃないかとか、何かすごい恐ろしい方に考えてしまって。もうちょっとそういうやりやすいようにしてあげたらいいかなって。やっぱり通勤っていうあれもあるんで、もうちょっと考えてくださったらいいなと思いました。山口県って横に広がってるから、近い人はいいですけど、遠い人は本当何時間もかかったり。あと、そういうものを、全国的にだと思いますが、もうちょっと優遇していただけたらいいかなと思いました。休みをとるのもやっぱり選ばれないかもしれないからっていう気持ちで行くんで。選ばれて、すぐみんな携帯で会社へばあっと電話したのを見て、その辺はどっか考え方をもうちょっと休みやすい、だから私も会社で初めて選ばれた人だったので、会社もどうしていいか分からないしっていう感じで、もうちょっとどういうふうにしたらいいかっていう、皆さん会社に伝わるようにしていただけたら、もうちょっといいかなと思いました。でも、いい経験にはなりました。

司会者（竹田所長）

今おっしゃったのは、質問票があると思うんですけど、その中に裁判員に参加できない事情のことが書きやすいような質問の仕方にしてほしいと。

裁判員経験者（7番）

何かいかにも断っちゃいけないような書き方になってるんで。世間一般の主婦は、ええ、これはどうしようってまず考えると思いますけど。

裁判員経験者（6番）

私の方はちょっと裁判所の方が頭が痛くなるかも分かりませんが、あえて言わせていただきます。通常、裁判所の法廷っていうのは神聖な場所だと私は信じておりました。ただ、いざ来てみると、普段着でいいですよって言ったら、ジーパン姿や何やそういう格好で、そのまま法廷に上がるわけですね。ちょっとこれは失礼に当たるんじゃないか。普段着であっても、誰が見ても日本人の身だしなみとして、裁判員である以上は、もうちょっと服装については、ネクタイはしてなくてもいいから、せめてこのくらいの服装で来てくださいよっていうぐらいの、私は注意をしてほしかったと思います。と同時に、裁判官と我々が法廷に入るときは必ず皆起立していますよね。そのときに、我々はそのまますっと裁判官が入るから入るんですけども、やはり神聖な法廷で最後に裁くときは、先に裁判官が入るから、今度は言えるなと思って、みんなに裁判員にせめて一礼して入ろうねと。やはり神聖な場所で、裁く場所で、それこそやぐざの親分がそこに入って、子分が出迎えるんじゃないんだから、せめてやはり神聖な場所で最後に裁くときは一礼して入ろうねって一応みんなに言いました。これがちょっと裁判所の方としてどう感じておられるのかちょっと分かりませんが、私としたら、この2点は非常にショックでした。そして、先ほど3番の人が言われたんですけども、補充裁判員がいるわけで

すよね。裁判員の中に。そして、補充裁判員の中に、ある程度専門的知識を持った人がおられると。補充裁判員は、それに対して尋問が、裁判官がどなたかが代わって尋問されるんですけども、結局尋問したら再質問っていうのが必ず出てくるんですね。しかし、それができないと。専門家がいたら、あっ、それについて今どう答えただから、こういう再質問できたらいいのになっていうのができないっていう、これが非常に残念だなと。専門家がいたら、非常に歯がゆいんじゃないかなと思うんです、再質問ができないっていうのが。その辺が改善できればいいかなと私は、先ほど3番の人が言われたんで、これは改善した方がいいかなと思って、私はあえてここで言わせていただきます。

裁判員経験者（5番）

裁判とは本当に人を裁くことだから、ぜいたくを言って裁判員になるものじゃないと思います。裁判所で働く方は、家庭があっても、時間を都合して仕事してらっしゃるんだから。裁判員になったから家庭が、子供がというのは考え直した方がいいと思いました。国が裁判員制度をなぜしたかっていうことを、もう一度考えてみたらいいんじゃないかなと思います。やっぱり国民にその必要性を感じてほしいんじゃないかと思います。テレビで見る悪いことは、全く他人事じゃなくて、あなたの身近にありますよということを知ることができるいい機会だと私は思いました。

裁判員経験者（3番）

今5番の方が言われたように、今裁判員裁判の見直しは、たしか国でも考えられてると思うんですよね。だから、それが徹底すれば、裁判員に選ばれた人も自由になって言ったらおかしいけど、出てこられると思うんですよね。私の場合は、選ばれなかったらよかったかなと思うんで。年休で皆処理をしましたけれど。これが会社が大きなところはもうちゃんと裁判員制裁判があった時点で、もう規約を改正してるっていう話も聞きました。だから、その辺はまた国が考えればいいかなっていう

ことは思います。それと、先ほど言われたみたいに裁判官を通してでなくて、直接本人が聞けたらいいなっていうのが、補充裁判員の人最後のインタビューのときに言われた言葉です。それが、やっぱり印象に残ってます。私らは裁判員に選ばれたから、何回か質問はできましたけど、補充裁判員の方はやっぱり裁判官を通して質問するっていう格好ですので、その辺をちょっと改善してくれたら、もっといいんじゃないかなとは思いました。

裁判員経験者（2番）

運用の関係ですけど、私の場合も期間が短かったので、かなり参加しやすかったっていうのはあります。やっぱり最初の人に期間が長いと聞いて聞くと、ちょっとっていうのは、どうしても思うところかなっていうのはあります。ただ、やっぱりやってみて、かなり有意義だったなっていうふうには思うんですよね。自分でこれまで新聞とかテレビとかでいろいろ事件の話とか出てますけど、そういったものを見て、勝手にこんなもんなんじゃないのとかっていうのを思って、想像したりしてたところで、実際に裁判員をやってみると、実際には、いろいろあるんですよ。テレビとかでは出てないことがたくさんあって、それをきちんと全部見た上で判断を下してるっていうのがはっきりと分かったので、そういった意味ではすごくいい経験になったかなっていうふうに思います。ただ、あれからいろいろ見てたんですけど、裁判員制度に関して始まったときは、結構いろいろこうですよ、ああですよとかっていうふうなPRがあったと思うんですけど、今ほとんどないっていうか、多分5月からちょこちょこ見てるんですけど、そういったものを見たことがないなと思ってですね。やっぱり裁判員制度としてこういうのがありますよっていうのは、定期的っていうか、それなりにアナウンスをしとかないと、やっぱり僕も手紙が来るまでは結局もう無関係と、全然ほかの人の話になってたので、本当にそこで少しPRっていうのが必要になってくるんじゃないかなというのは、ちょっと思いました。

裁判員経験者（1番）

私も2番の方と一緒に、私も引っ越してきて1年たつたないかのうちにはがきをもらって、えっ、これ何、私何か悪いことしたかしらっていうところから始まったぐらいびっくりしたんですけれども、裁判員制度があるっていうのが分かったけど、本当にもう自分には関係ない、関わることもないだろうと思ってたことだったので、経験させていただいたことはありがたいなと思いました。自分がこういうことで経験をさせていただいたおかげで、いろんな裁判が全国各地で行われていて、裁判員裁判で判決が出たとか、そうじゃないとかいうこともすごく興味を持って、興味を持ってって言ったらおかしな話なんですけれども、こんな事件があって、こういうふうな刑期なんだとかって、ニュースを真剣に見るっていうんですか。こんな悪い人がいるんだなっていうだけじゃないところで物を考えられるようになったっていうのは、すごくありがたい経験をさせていただいたなと思いました。最近すごく不思議に思うのが、外国だと裁判員裁判って決まった評決っていうのは、上訴することってできないじゃないですか。でも、日本ってやっぱり一応上訴されても裏返ることはないと言われてはいますが、みんなで決めて、みんなで決めてって言ったらいけないんですけど、やっぱりみんなで、これってすごく悪いことですよねって言ってたのに、私は悪くないからみたいなそういうふうに上訴できるっていうのも、何かやっぱり日本の刑って優しいのかなと思いました

法曹三者（伊藤弁護士）

日程の関係で、被告人質問だとか証人に対する尋問の時間とかってというのは、法曹三者が大体おおむねこういう形っていう、これぐらいでいいでしょうっていうので、大体決めてるんです。否認事件は例外として、例えば情状弁護とか認めてる事件で、被告人質問の時間がちょっと長いんじゃないとか、これは短いんじゃないとか、その辺はどうですかね。おおむね適切だと思われてるのか、ちょっと足りな

いと思われてるのか，ちょっと一般論になって恐縮なんです。

裁判員経験者（6番）

裁判員裁判になってからのを見ると，別段弁護側，検察側の質問は別に，逆に短時間になってるんじゃないかなと。制度の前のおきの弁護の尋問，あるいは検察側の尋問，非常に長いんですね。生い立ちのときから始めるから，それこそ大変長い。今回短いのでびっくりしたぐらいです，逆に。だから，本当に簡単に，簡潔に言われてるんで，通常の裁判を見てもよりは，はるかに気が楽だったと思いました。

司会者（竹田所長）

何人かの方にはこれから裁判員になれる方へのメッセージも含まれる趣旨のお話を頂きましたけれど，もう一点だけこれから裁判員になれる方へ，こういう点を伝えたいということがございましたら，どなたでも結構です。

裁判員経験者（8番）

これから裁判員へなれる方へのメッセージとしましては，やっぱりニュースの見方，新聞の見方が変わってくるんで，非常に大変意義のある，意味のある制度だと思います。

裁判員経験者（3番）

私からも1点，専門用語とかがかなり出てきて，そういうところは勉強になりました。だから，やはりテレビでは，数回してすぐ判決になってますけど，実際裁判員として立ち会った場合は，いろんな知識が入ってくるし，今度，今のニュースですね。それこそ先ほど言われたみたいに。ああ，こうやって決めるんだなっていう，そういうところは関心を持てるようには，今までとは違った面から出てきました。

司会者（竹田所長）

時間が来ましたので，必ずしも十分御発言，御意見を言っていたことができなかつたと思いますけど，今日お伺いしたことはこれからも参考にさせていただきたいと思います。どうも，ありがとうございました。

司会者（中島総務課長）

報道機関からの質疑応答を行いたいと思います。最初に幹事社から代表質問を幾つか頂いておりますので代表質問をお願いいたします。

司法記者クラブ幹事社 A（a記者）

司法記者クラブ幹事社 A の a と申します。もう一度，お一人ずつ経験された感想を聞かせていただければと思うんですが，1 番の方からお願いします。

裁判員経験者（1 番）

すごくいい経験をさせて頂いたと思います。

裁判員経験者（2 番）

同じくやっぱりいい経験をさせて頂いたと思います。先ほどもちょっと言いましたけれども，とにかくいろんな物の見方っていうのが客観的にいろいろ見られるようになってきたかなっていうのと，僕たちが受けている情報っていうのは，結構少ないなっていう，その辺も分かったんで，これはなかなか本当有意義だったと思います。

裁判員経験者（3 番）

私の場合は，特別な裁判でありましたので，期間も長く，被告人も認めてなかつ

たもんで、長くて、選ばれてきつかった面は確かにありましたけど、いい経験にはなっただと思います。

裁判員経験者（５番）

機会が与えられたら、やはり受けるべきだと思いました。

裁判員経験者（６番）

通常我々は、被告人とまず接して話すことができない。あるいは、その被告人の取り巻く家族と、まずどういう家族がいて、家族がどういう思いなのかっていうのを、それを感じることができた。我々より違う世界で大変だなと、今回一番感じたのが、やはり家族ですね。そして、血のつながってない、例えば被告人の奥さんとか、そういうのが切々と感じまして。こういう世界にこれから生きていく人はどうするんだろうっていうふうな形で感じて、非常に私としてもこういう経験ができた。通常こういう犯罪人と接するっていうことは、まずあり得ないんですけども、直接接し、家族の方とそういう質問ができるっていうのは、私個人としては非常に良かったかなと感じております。

裁判員経験者（７番）

私も、全く事件を知らなくても、全然訳も分からない事件だったんですけど、やってみて、本当にいい経験になったし、その後も全国の裁判員裁判とかを見たり、新聞を見たり、テレビを見たり、すごく何かいろいろ見方が本当変わってきて、もう新聞もテレビもすごくそういう事件とか、裁判員のは見るようになって、この人はこんな気持ちだろうとか、本当勉強になりました。

裁判員経験者（８番）

この裁判員裁判を経験して、ニュースや新聞の見方が変わって、僕も裁判員裁判

制度についていろいろと考え出して、ちょっと変な意見を言ったりするんですけど、やっぱりそれは、こういう制度をちゃんと体験したから考えられたことなんで。非常に、まだ完成されてないような気がするんですよ。でも、非常に意義があって、すばらしい制度だと思います。

司法記者クラブ幹事社 A (a記者)

先ほど何人かの方が、通勤とかで苦労されたっていうお話もあったんですけど、御苦労された点について、今度は聞かせていただきたいんですが、8番の方からお願いします。

裁判員経験者 (8番)

うちの会社は、裁判員に選ばれたら、その日数分だけ休みをくれたんですよ。だから、非常に来やすかったんで、やっぱり、もうちょっとこんなふうになったらいいかなとは思っています。

裁判員経験者 (7番)

山口市に来ることが余りほとんどなかったんで、山口市っていうところへ来られるのはよかったなと思って、いい経験だったと思う。でも、実際小さいお子さんがいたら大変だろうなって思うこともありましたが、会社ももうちょっと理解してくれたりいいかなと思いました。

裁判員経験者 (6番)

私の場合は、通勤っていうか、ここまでが家から105キロあります。というので、短期間、4日間だからよかったけど、これが例えば40日っていったら、毎日毎日、車で来るのは、ちょっと大変だったかなと感じておりますけども、帰るときに、ああ、明日はどういうことを言わなきゃいけないんだとか、その辺の車の中

でそういうことを考えられるんで、そんなに苦にはならなかったです。105キロあって、2時間少々かかりますけども。そんなところですよ。

裁判員経験者（5番）

何も問題ありませんでした。

裁判員経験者（3番）

私の場合は、期間が長かったせいもあって、通勤時間も1時間40分ぐらいかかる人もかなりいましたけど、やっぱり疲れたなっていうのと、もう少し企業の配慮があればもっと簡単に来やすかったかなっていう面はあります。それと、裁判員に選ばれて、裁判官、裁判員、補充裁判員、やっぱりこの人らに助けられたと思います。

裁判員経験者（2番）

私の場合も、職場の関係は裁判員になったときに休みを一応取れましたので、そういった面では特に苦労っていうのは、ありませんでした。ただ、山口の場合は結構公共の交通機関が少ないので、そういった意味で便を合わせたり何なりっていうところの手間は、少しあったかなっていうのを思います。

裁判員経験者（1番）

私は主婦なので、お休みとかお休みじゃないっていうのは、もう家族の理解だけだったんで、問題はなかったんですけども、先ほども言ったように、地方から引っ越してきたので、地域的なものの道だとか電車だとか、そういうものにちょっと困りました。

司法記者クラブ幹事社A（a記者）

ありがとうございました。幹事社からは以上です。

司会者（中島総務課長）

それでは、各社からの追加質問を受け付けたいと思います。

B新聞（b記者）

B新聞のbと申します。2点あるんですが、まず1点目に伺いたいのは、最初に皆さんが冒頭陳述は分かりやすかったですかという質問で、大半の方が検察官の資料の方が分かりやすくて、弁護側の方が分かりづらかったというお話があったんですけれども。最初の説明とか途中の説明も含めて、分かりやすさっていうものが、量刑を判断する上で、何かやっぱり分かりやすい方にちょっと傾くものなのか、それともやっぱりそういう分かりやすさには関係なく、証拠を基に考えましたというものなのか、その辺を皆さんに順番に伺いたいです。お願いします。

裁判員経験者（1番）

分かりやすかったとか、分かりやすかったじゃなく、やっぱり起きた事件の重たさっていうんですか。あと、今後そういうよく似た事件を引き起こさないためっていう部分とかっていう話合いの中で、そういう刑期が出たので、弁護士さん側が分かりにくかったから、罪が重たくなるとかっていうのではありません。

裁判員経験者（2番）

資料の関係で分かりやすさっていうのは、検察の方の資料は基本的には、起こったことが時系列にずっと並んで、何をしたのかっていうところが基本的に論点になってるので、すごく分かりやすいんです。しかし、弁護士の方は、何でそうなったか、何でそのことを起こしたのかっていうことを多分書かれないと思って資料を作られてると思うんですけど、その辺で少し資料の内容っていうか、意味付けが少

し違ったので分かりにくいっていうのがあったのかなと思います。ただ、分かりにくかったから、じゃあ判断しにくかったかっていうと、やっぱりそうじゃなくて、その中でいろいろ話し、その中で判断してたんで、分かりやすい方がいいのはいいんですけど、それがじゃあ結果に結びつくかっていうと、すぐそういうもんでもないかなというのはいいます。

裁判員経験者（3番）

私の場合は、やはり長くなって、裁判長が言われたんですが、法の大前提として証拠をもって裁くっていうことで、感情的に物事を考えないということをお初めに言われたので、それで証拠を一つ一つ審議した結果、あの判決を下したと思います。

裁判員経験者（5番）

控室で裁判所の方から説明を受けたりしたから、分かりにくいっていうこと、分かりやすいってことは関係ないと思いました。

裁判員経験者（6番）

検察側の方はもう結果が分かってるんで、それは分かりやすいのは当たり前だと思うんですけども、弁護側の方は、逆に今度はいかに減刑をさすかっていうところでどうしても分かりにくい、解釈しにくいところが出てくると。これはもうやむを得ないかなとは思いますが。また、求刑に関しては、やはり実際に裁判官と話して、いろんなことを協議します。だから、別段最初のときの検察側、弁護側云々どうのこうのじゃなくて、実際に証人尋問や何かのときを参考に、被告人の今後の立ち直り、そういうことを参考に、実際にみんなで協議してやっておりますので、言われたようなこっちの言い方がよかったから、こっちにしようかというようなことは、一切ございません。

裁判員経験者（7番）

全く同じで、分かりやすいとか分かりにくいとかじゃなくて、もうみんなで休廷に入ったら、その話についてちっちゃいことからどうだこうだって話をしながら決めたので、すごく全体的には分かりやすかったと思います。裁判官の方たちの説明もすごくよくちっちゃいことでも教えてくださるので、いろいろ決めやすかったと思います。

裁判員経験者（8番）

弁護士が心証や生い立ちによる部分が多くて、証拠が余りなかったんですよ。それで、与えられた情報からみんなで合議して、正しい判決、適量の判決を下せたと思うんですけど、やっぱりそれが本当に下した判決が真実だったのかっていうのは、ちょっともやもやとして残ってる部分があります。

B 新聞（b記者）

2点目は、ある方だけお答えいただけたらと思うんですが、裁判員を終えた直後と、今回のように少し間を置かれてからこういうふうに戻られて、何かこの制度の見方とか考え方で、時間を置くことで変わったことがあれば教えていただきたいと思います。

裁判員経験者（8番）

やっぱり制度がほかの国と違うんで、どうなんかな。その違いによって、僕らの判断はどう変わってくるのかなっていうのは考えるようになってきました。

裁判員経験者（3番）

私が見て、今頃の事件でも結構犯人っていうか、否認してるいのを裁判員裁判で裁くことが多くなったので、やっぱりこれからはどんどんそういう事件に携わって

いくんだなっていうのを感じました。

裁判員経験者（２番）

終わった後は、やっぱりほっとしたとか、ああ、やり遂げたっていうぐらいのところであったんですけども、その後やっぱりいろいろ見ると、さっきもちょっと言いましたけど、ほとんどPRが結局今のところされてないような気がするので、そういったところがすごく気になるようになってきたっていうのはあります。さっきもちょっと話ししてたんですけど、例えば小学校とか中学校で、こういった模擬裁判みたいななんをやってみるとか、そういったことを例えばやってみてもいいんじゃないかなとかっていうふうなことまで、ちょっと考えたりとかするようになりました。

裁判員経験者（６番）

裁判員になる前は、難しいと思ってたんですけど、終わってみて、全てこういうことを経験してみると、正直に言って、素人でもできる。だから、帰ってから、それぞれ地域の皆さんが裁判員どうだったって言うから、あんたでもできるよと。どうぞ、もし来たら是非受けんさいよと、そういうことを気楽に言える、この裁判員制度だなと今も感じております。

裁判員経験者（３番）

今のとは反対に、私なんかは結構長く難しい事件だったんで、誰もができるっていうか、やっぱり大変は大変だなという気持ちが募ってます。

裁判員経験者（８番）

何の事件を担当するかが分からないんで、手放しに本当に皆さんやった方がええですよとは僕は言いづらいんですよ。

裁判員経験者（6番）

申し訳ないですね。私のは非常に短い，被告人が認めてるんで。非常に楽な裁判だったもんで，こういう言えたんですけど。長く被告人が認めてないのは，たしかに大変だと思います。非常に休暇もとれないような状態，会社も認めてくれないっていうのは，たしかに長期間は大変だなとは感じております。と同時に，抽選っていうのにちょっと疑問を感じないこともないです，正直言って。

C新聞（c記者）

C新聞のcと申します。裁判員を経験されて，新聞とかニュースの見方が変わったというふうに皆さんおっしゃったと思うんですけども，それを踏まえて，報道でもう少しここをこうしてほしいとか，こうだったら良かったなとかっていうのがあれば教えていただきたいのと，裁判員裁判の公判中に，そういう報道とかを目にしたかどうかというのを伺いたいんですが，よろしく申し上げます。

裁判員経験者（3番）

やはり一番初めの初回と判決を出るときですね。それは，テレビなり見ました。そして，傍聴席ですかね。あれは人数もかなり多く感じましたし，その点はやっぱり違いますかね。今までとは違ったように思います。

裁判員経験者（2番）

私の場合は期間が短かったので，特に裁判員をやってる間に，それに関する記事とか見るとか，いつもより新聞を念入りで見るとか，そういったことは特にはなかったと思います。ニュースの見方がいろいろ変わってるんですけど，じゃあどういうふうなことを報道してもらったらいいかっていうのは，正直ちょっと分からないところもあります。ただ，意外と抜けてるところとか，テレビなんかだと。特に

テレビの司会をされる方とかのイメージで結構変わったりもするので、そういったところで少し客観的に自分が見られるようになったかなってというのはちょっとありますけど。どういうふうなのがいいってというのは、ちょっと難しいです。

裁判員経験者（6番）

各報道社によって違うかなと思いますけども、新聞等で見るときに、じゃあ検察側の求刑、弁護側の求刑、そして最後に判決がどう、やはりそういう面では結局判決がじゃあどうなったんかなっていう、それぞれの事件に対して我々としても経験上、やはり気になるところで、自分たちの下したのがほかの事件ではどうだったのかなという、そういう面では簡単にそのまま判決がぞろぞろと書いてありますけれども。我々としても、まあ、あんなもんかなと見ております。

裁判員経験者（8番）

ニュースの見方が変わったところは、例えば大きい事件があって、もしも僕がその事件の裁判員になったら、どんな考え方をせにゃいけんのんか、どんな写真を見にゃいけんのんかなという考えはあります。ただ、どう変わったらええかっていうのは、ちょっと答えられません。

裁判員経験者（1番）

新聞とかでもテレビのニュースなんかでも、判決が出ましたとかって言って短いじゃないですか。でも、インターネットだと結構しっかり書かれてて、そこからまた違うところに関連記事じゃないけど、飛んでいけるじゃないですか。その方がより詳しく書かれてたりするんですよ。自分が当たった事件に関しては、一切見ませんでした。今は、裁判員裁判であったことってというのは、やっぱり自分が裁判員裁判に出たんで、興味があるから、ああ、そうなんだ、そうなんだっていろんところをネットサーフィンして見るようになりました。もう少しテレビのニュースと

かでも、子供でも分かるような、子供は聞いているんで、分かるような表現っていうんですか。あつたら、もう少し子供たちも犯罪とかにもう少し、ああ、いけないことなんだよっていうことが分かるんじゃないかなっていう感想はあります。新聞は、字がすごく難しいんで、子供は余り読まないんで、大抵やっぱりテレビのニュースにちょっと流れてる、ものの1分、30秒の間に凝縮するっていうのはすごく難しいんですけども、こんなことしてますっていうもう少し分かりやすく説明をニュースではしてほしいかなと思います。

C 新聞（c 記者）

先ほど更生施設に関する話が出たと思うんですけども、実際に裁判員を経験されて、この被告人がこの後どうなるんだろうとか、そういうところをちょっと知りたいなとか、疑問に思ったことがあれば伺いたいんですけども。

裁判員経験者（3番）

私の場合は、DVっていうんですかね。そういう罪もあったので、再犯のおそれっていったらおかしいんですが、そういうところも考慮して判決を下しました。

裁判員経験者（6番）

更生施設という言葉が出ましたけども、我々のときは当然更生施設の方が証人として来られたんですけど、その方も結局は経験者だったからその被告人を立ち直らせたいという、そういう気持ちはこっちへ伝わってくるんですね。だから、そういう施設は大いに利用すべきだとは感じておりますけども、ほんまに最後にその施設を出た後のその被告人がどうなるかが一番心配になるわけです。施設におる間は大丈夫なんです。それを卒業した後が、非常に怖い。今後、本当に自分一人で立ち直れるかどうかって本人に聞くんだけど、そのときは立ち直ると当然言いますわね。でも、やはりそこが我々としたら、じゃあ、卒業した後実際どうなったかっていう

のは、やはり知りたいですね。

裁判員経験者（8番）

僕も6番の方と同じ意見で、やっぱり施設や刑期を終えての普通の一般社会に戻った後の方の生活を知りたいですね。

裁判員経験者（2番）

実際に被告人が刑期を終えて出てくると、五十過ぎたりとかっていう年齢になってたりするので、そういったときに後大丈夫ってというのは、結構判決を出すときも心配したというか、悩ましいところだったっていうのもあります。その辺はいろいろサポートが今はあるというふうな話も聞いてはいますけど。そういったところがどこまであるのかなってというのは、気になって、公判が終わった後、ちょっと自分でも見たことはあるんですけど。結局その後はちょっとそのまま立ち消えちゃいましたけど、そういったことは気になるといえば気になります。

司会者（中島総務課長）

それでは、これもちまして、本日の交換会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。